

保 育 料 の 算 定 方 法 に つ い て

1. 保育料について

保育料は、P43「令和9年度返子市保育料表」に基づき算定します。原則として、保護者（父・母）の市民税所得割の合計額により決定します。保護者が非課税で、同居者等がいる場合は、同居者等のうち課税額が最も高い方を基準に保育料を決定します。

※同居者等とは

住民票上で同一住所、かつ同一建物に居住している者を指します。

住民票上の世帯が別でも、同一建物に居住している場合は、同居しているとみなします。

2. 市民税額の確認方法及び参照年度について

市民税額の確認方法は、就労先、勤務状況等により異なります。次の各項目をご確認いただき、保育料の参考にしてください（※各見本は返子市での様式です）。

※ 令和9年度保育料について、

4月分～8月分は令和8年度市民税額、9月分～3月分は令和9年度市民税額で決定します。

なお、政令指定都市で課税されている場合は旧税率（6%）により算定した額となります。

◇給与から市民税が差し引かれている方の確認方法（会社員・公務員など）

「市民税所得割額⑥」＋「摘要欄の税額控除額（住宅借入金等特別控除額など）の市民税額」

「給与所得等に係る市民税・県民税特別徴収税額の決定・変更通知書（納税義務者用）」の「市民税額所得割額⑥」と、摘要欄に「住宅借入金等特別税額控除額」など税額控除額の市民税額に記載がある場合は、その合計額で算定します。

令和 年度		給与所得等に係る市民税・県民税特別徴収税額の決定・変更通知書（納税義務者用）										市民税額			
所得	給与収入												市民税額	税額控除前所得額④	
	給与所得													税額控除額⑤	
所得	その他の所得計												県民税額	所得割額⑥	
														均等割額⑦	
		主たる給与以外の合計所得区分											税額	税額控除前所得額④	
		総所得金額①												税額控除額⑤	
所得	雑損												税額	所得割額⑥	
	医療費													均等割額⑦	
所得	社会保険料												税額	特別徴収税額⑧	
	小規模企業共済													控除不足額⑨	
所得	生命保険料												税額	既 充 当 額⑩	
	地震保険料													既 納 付 額⑪	
(摘要)												税額	前 納 付 額⑫		
													増減額⑬		
												変 更 額⑭			
												変 更 月			

住宅借入金等特別税額控除額 市民税 円, 県民税 円

◇自分で市民税を納めている方の確認する方法（自営業者など）

「税額控除額（調整控除額を除く）」＋「差引所得割額」

「市民税・県民税納税通知書（兼税額決定通知書）」の４ページ目の、「税額控除額（調整控除額を除く）」と「差引所得割額」の合計額で算定します。

納税者住所・氏名

納付場所

●横浜銀行 ●三井住友銀行 ●三菱東京UFJ銀行
 ●スルガ銀行 ●みずほ銀行 ●かながわ信用金庫
 ●湘南信用金庫 ●中央労働金庫 ●逗子市役所
 ●ゆうちょ銀行及び郵便局（神奈川県、東京都、千葉県、埼玉県、茨城県、栃木県、群馬県及び山梨県内）
 ＊各本支店で取り扱っております。

令和 年度

市民税・県民税納税通知書
(兼税額決定通知書)

あなたの税額を本書のとおり決定しましたので通知します。

年税額 ①＋②＋③ 円
 給与からの特別徴収税額 ① 円
 公的年金からの(仮)特別徴収税額 ② 円
 普通徴収税額 ③ 円

市民税・県民税の各納期の納付額及び納期限などは２頁をご覧ください。 1

課税計算明細書 (単位：円)

区分	課税標準額	市民税	県民税
所得			
山林・その他			
短期譲渡			
長期譲渡			
株式等の譲渡			
上場株式等の配当			
先物取引			
調整控除額		△	△
配当控除額		△	△
住宅借入金等特別税額控除額		△	△
寄附金税額控除額		△	△
外国税額控除額・調整税額		△	△
配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除額		△	△
差引所得割額			
均等割額			
合計			

年税額 ①＋②＋③	給与からの特別徴収税額 ①	公的年金からの(仮)特別徴収税額 ②	普通徴収税額 ③	還付額

4

◇課税（非課税）証明書で確認する方法

市民税所得割額＋税額控除額（市分控除額）

「市民税・県民税課税（非課税）証明書」の「市民税 所得割額」と「税額控除の内訳 市分控除額」（「その他税額控除等」は「配当控除」と「外国税額控除」の合計額）の合計額で算定します。

令和 年度（令和 年分）		市民税・県民税		非課税証明書		税証第 号
賦課期日 現在住所		賦課期日 氏名				
所得区分	所得金額（円）	所得区分	所得金額（円）	所得控除の内訳	控除額（円）	扶養控除
総所得金額	0	分離短期譲渡（特別控除）		雑損	0	配偶者
（給与収入）		分離長期譲渡（特別控除）		医療費	0	老人配偶者
給与所得				社会保険料	0	特定
営業等		株式等の譲渡		小規模共済	0	（内同居）
				生命保険料	0	（ ）
農業		分離上場株式等の配		地震保険料	0	寡婦・寡夫
						勤労学生
不動産		先物取引				未成年
				障・寡・勤	0	その他
利子		山林		配偶者	0	（内同居）
				配偶者特	0	（ ）
配当		総合退職		扶基	0	害特
（公的年金収入）				所得控除合計	0	者その他
雑	0	繰越損失額				税額控除の内訳
譲渡・一時		純繰越損失		課税標準額	0	市分控除額（円）
		雑繰越損失				県分控除額（円）
		株式繰越損失		総合	0	住宅借入金
		先物繰越損失		分離短期	0	寄附金
		居住用繰越損失		分離長期	0	その他税額控除等
				株式・分離	0	配当・譲渡割
				先物取引等	0	備考
合計所得金額	0	所得割額	0	所得割額	0	年税額
総所得金額等	0	市民税所得割減免額	0	県民税所得割減免額	0	（円）
		均等割額	0	均等割額	0	
		均等割減免額	0	均等割減免額	0	

表記のとおり相違ないことを証明します。
令和 年 月 日
神奈川県逗子市長

* この証明書は、所得証明書を兼ねています。

※令和8年度課税（非課税）証明書は令和8年1月1日時点、令和9年度課税（非課税）証明書は令和9年1月1日時点で住民登録のあった自治体で発行できます。

◇海外で収入がある方の保育料算定方法

海外で収入がある方は、4～8月分の保育料は令和7年1月1日から令和7年12月31日まで、9～3月分の保育料は令和8年1月1日から令和8年12月31日までの海外収入と社会保険料等を証明する書類（W2等）をご提出いただき、収入を日本円に変換した上で仮の市民税額を算出し、保育料を決定します。証明書類は勤務先により異なりますので、職場でご確認ください。

3. 保育料算定に係る年齢基準について

保育料は、年度当初（4月1日時点）の実施年齢で決定します。年度途中で誕生月を迎えても、年齢による変更はありません。年度切り替えのタイミングで変更となりますのでご注意ください。

4. 保育料が算定できない場合について

確定申告または住民税の申告をしていないと、課税額が確定しないため保育料が算定できない場合があります。未申告の方は必ず申告を行い、申告書の写しを保育課にご提出ください。

保育料が算定できない場合は、最高額で算定します。正確な保育料算定のために、自営業等により報酬や営業収入がある方はその多寡にかかわらず、必ず申告をしてください。

申告方法は所得の種類や金額により異なりますが、確定申告は最寄りの税務署で、住民税の申告は1月1日時点で住民登録のあった市区町村の税務担当課での手続きとなります。

海外収入がある場合で収入証明等の提出がない場合も、最高額で仮算定します。

5. 修正申告等をした場合について

修正申告等を行い課税額に変更があった場合は、保育料に変更が生じる可能性がありますので、修正申告等を行った旨を保育課にお申し出ください。

6. 保育料の再算定について

課税額に変更があった場合、当年度の保育料に限り、再算定いたします。保育料の再算定を行った結果、既にお支払いいただいた保育料に不足額が生じた場合は不足額の請求を、過払いが生じた場合は未払いの保育料への充当または還付を行います。

なお、保育料の算定ができず最高額で算定した方についても、申告書や収入証明等の提出があった場合は、再算定いたします。

ご不明な点は保育課までお問い合わせください。

令和9年度逗子市保育料表（3号認定）

保育標準時間

＜0歳児～2歳児（3号認定）＞

階層 区分	課税額による区分	保育料
1	生活保護世帯	0円
2	市民税非課税世帯 （ひとり親家庭等）	0円
	市民税非課税世帯	0円
3	市民税均等割課税	5,060円
4	市民税所得割16,200円未満	6,160円
5	市民税所得割16,200円～32,400 円未満	7,260円
6	市民税所得割32,400円～48,600 円未満	8,360円
7	市民税所得割48,600円～60,700 円未満	9,460円
8	市民税所得割60,700円～72,800 円未満	11,660円
9	市民税所得割72,800円～84,900 円未満	14,410円
10	市民税所得割84,900円～97,000 円未満	18,260円
11	市民税所得割97,000円～ 115,000円未満	23,210円
12	市民税所得割115,000円～ 133,000円未満	28,160円
13	市民税所得割133,000円～ 151,000円未満	33,110円
14	市民税所得割151,000円～ 169,000円未満	38,060円
15	市民税所得割169,000円～ 202,000円未満	43,010円
16	市民税所得割202,000円～ 235,000円未満	48,510円
17	市民税所得割235,000円～ 268,000円未満	54,010円
18	市民税所得割268,000円～ 301,000円未満	59,510円
19	市民税所得割301,000円～ 397,000円未満	65,340円
20	市民税所得割397,000円～ 493,000円未満	71,390円
21	市民税所得割493,000円～ 589,000円未満	77,440円
22	市民税所得割589,000円以上	83,490円

無 償 化

保育短時間

＜0歳児～2歳児（3号認定）＞

階層 区分	課税額による区分	保育料
1	生活保護世帯	0円
2	市民税非課税世帯 （ひとり親家庭等）	0円
	市民税非課税世帯	0円
3	市民税均等割課税	4,970円
4	市民税所得割16,200円未満	6,050円
5	市民税所得割16,200円～32,400 円未満	7,130円
6	市民税所得割32,400円～48,600 円未満	8,210円
7	市民税所得割48,600円～60,700 円未満	9,290円
8	市民税所得割60,700円～72,800 円未満	11,460円
9	市民税所得割72,800円～84,900 円未満	14,160円
10	市民税所得割84,900円～97,000 円未満	17,940円
11	市民税所得割97,000円～ 115,000円未満	22,810円
12	市民税所得割115,000円～ 133,000円未満	27,680円
13	市民税所得割133,000円～ 151,000円未満	32,540円
14	市民税所得割151,000円～ 169,000円未満	37,410円
15	市民税所得割169,000円～ 202,000円未満	42,270円
16	市民税所得割202,000円～ 235,000円未満	47,680円
17	市民税所得割235,000円～ 268,000円未満	53,090円
18	市民税所得割268,000円～ 301,000円未満	58,490円
19	市民税所得割301,000円～ 397,000円未満	64,220円
20	市民税所得割397,000円～ 493,000円未満	70,170円
21	市民税所得割493,000円～ 589,000円未満	76,120円
22	市民税所得割589,000円以上	82,070円

（注1）課税額は、税額控除（配当控除・外国税額控除・住宅借入金等特別控除など）を適用する前の税額で算定します。

（注2）市民税所得割57,700円以上の一般世帯（ひとり親家庭等、要保護世帯にあつては77,101円以上の世帯）は、同一世帯の生計を一にする**就学前**の子どものうち、第2子は半額（10円未満切り捨て）、第3子以降は0円となります。

（注3）市民税所得割57,700円未満の一般世帯は、同一世帯の生計を一にする子どものうち、第2子は半額（第3階層は0円）、第3子以降は0円となります。

（注4）市民税所得割77,101円未満のひとり親家庭等、要保護世帯は、同一世帯の生計を一にする子どものうち、第1子は半額（第3階層は0円）、第2子以降は0円となります。

（注5）市民税所得割57,700円以上の一般世帯（ひとり親家庭等、要保護世帯にあつては77,101円以上の世帯）で、同一世帯の生計を一にする子どもが2人以上いる場合、第2子以降の保育料を次のとおり減額します。

（1）この表の保育料の額に（注2）の規定を適用して算定した保育料の額をAとします。

（2）同一世帯の生計を一にする子どものうち、第2子はこの表の保育料の半額（10円未満切り捨て）、第3子以降は0円とした額をBとします。

（3）AからBを差し引いた額の10分の1に相当する額を、Aから減額します。

（4）前号の規定により減額した後の保育料の額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てます。

（注6）保育料は、年度当初の実施年齢で決定するため、**年度途中に誕生月を迎えても、年齢による変更はありません。**

（注7）海外での収入がある方は、海外での1年間の収入と社会保険料を日本円に換算し、市民税額相当の額を算出した上で、保育料を算定します。

（注8）上記以外の減免が適用されている場合があります。詳細は保育課までお問い合わせください。